

健康福祉部

議案第3号 令和8年度大津市一般会計予算のうち、健康福祉部の所管する部分について

議案第3号、令和8年度大津市一般会計予算のうち、健康福祉部の所管する部分の主なものについて御説明いたします。

予算説明書の54ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

款14 分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金、節2 老人福祉費負担金、説明欄の老人福祉措置費負担金は、老人保護措置事業に係る養護老人ホーム等への措置入所者及び扶養義務者から、収入・所得に応じて徴収する負担金です。

56ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目2 民生使用料、節1 社会福祉使用料、説明欄の障害福祉サービス使用料及び障害福祉サービス等利用者使用料は、やまびこ総合支援センターで行う障害者のサービス事業に対して受ける給付費です。

60ページをお願いいたします。

項2 手数料、目2 民生手数料、節1 社会福祉手数料、説明欄の介護予防計画作成手数料は、地域包括支援センターや居宅介護予防支援

事業所等が行う介護予防サービス支援計画書の作成に係る手数料です。

6 2 ページをお願いいたします。

目 3 衛生手数料、節 1 保健衛生手数料、説明欄の診療所開設許可等手数料から毒物劇物販売業許可手数料は、許可申請等の審査に係る手数料です。

犬の登録等手数料は、狂犬病予防注射済票の交付及び新規登録等に係る手数料です。

動物管理手数料から生活衛生営業許可等手数料は、各許可申請等の審査に係る手数料です。

胃がん検診手数料から、胃内視鏡検査手数料までは、各検診や検査の際の手数料です。

6 4 ページをお願いいたします。

款 1 6 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金、説明欄の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業等に係るものです。

中国残留邦人生活支援費負担金は、中国残留邦人支援法に基づく、中国残留邦人等に対する生活支援のための給付金に係るもので

す。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じて、平均保険料の一定割合の財政支援が行われるものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る均等割保険料軽減措置に係るものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料、均等割保険料及び18歳以上均等割保険料の免除に係るものです。

66ページをお願いいたします。

節2 障害福祉費国庫負担金、説明欄の障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス費、補装具給付費、就労継続・就労移行支援サービス事業費等に係るものです。

障害児施設給付費負担金は、障害児サービス費に係るものです。

自立支援医療給付費負担金は、自立支援医療・更生医療の給付費に係るものであり、自立支援医療（育成医療）給付費負担金は、育成医療の給付費に係るものです。

療養介護医療費負担金は、病院における療養介護及び療養介護医療の給付に係るものです。

特別障害者手当等給付費負担金は、特別障害者手当、障害児福祉

手当等の給付費に係るものです。

節3 老人福祉費国庫負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものです。

節5 生活保護費国庫負担金、説明欄の生活保護費負担金は、被保護世帯に支給している扶助費に係るもので、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、被保護者への就労支援事業等に係るものです。

目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費国庫負担金、説明欄の感染症予防事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症予防に要する経費に係るものです。

結核医療費負担金は、感染症法の規定に基づく結核患者の入院医療費の公費負担に係るものです。

感染症発生動向調査事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症発生時対応等に要する経費に係るものです。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対する給付費に係るものです。

68ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金、説明欄の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活困

窮者自立支援法に基づく、就労支援事業や子どもの学習・生活支援事業に係るものです。

重層的支援体制整備事業交付金のうち、健康福祉部は生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、地域包括支援センターの運営経費及び地域活動支援センター機能強化事業等に係るものです。

健康福祉部保健所は利用者支援事業に係るものです。

節2 障害福祉費国庫補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費等補助金のうち、健康福祉部は移動支援・日中一時支援等の地域生活支援事業等に係るものです。

健康福祉部保健所は精神障害者等への早期介入・支援事業等に係るものです。

小児慢性日常生活用具給付事業費補助金は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に係るものです。

社会福祉施設等整備費補助金は、社会福祉法人が行う障害福祉サービス事業所の施設整備費に係るものです。

障害者総合支援事業費補助金は、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修及び障害福祉分野の事業所横断インターンシップ事業の実施に係るものです。

節3 老人福祉費国庫補助金、説明欄の老人クラブ助成費補助金は、

老人クラブ活動に対する助成事業に係るものです。

介護保険事業費補助金は、令和9年度介護報酬改定に伴うシステム改修に係るものです。

70ページをお願いいたします。

節5生活保護費国庫補助金、説明欄の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、被保護者就労支援事業等に係るものです。

72ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、説明欄の特定感染症検査事業費補助金は、HIVや肝炎ウイルスなどの感染症の検査及び風しんの抗体検査並びに相談事業に要する経費に係るものです。

結核医療費補助金は、感染症法の規定に基づく結核患者の通院医療費の公費負担に係るものです。

難病患者地域支援対策推進事業費補助金は、難病患者支援従事者の育成や難病対策地域協議会の運営等難病患者に対する地域支援対策に係るものです。

地域健康危機管理対策事業費補助金は、本市に登録されたIHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）要員の研修経費に係るものです。

結核対策特別促進事業費補助金は、結核のDOTS（直接服薬確認療法）に要する経費に係るものです。

疾病予防対策事業費補助金は、がん検診の受診勧奨及び再勧奨等に要する経費に係るものです。

口腔保健推進事業費補助金は、歯周病検診や歯科保健指導に要する経費に係るものです。

74ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄の拠出制国民年金事務委託金のうち、健康福祉部は、保険年金課における国民年金事務に必要な費用に対して交付されるものです。

国民年金協力連携事務委託金のうち、健康福祉部は、保険年金課における年金相談や広報紙への掲載等協力連携に係るものです。

厚生統計調査委託金は、国民生活基礎調査等に係るものです。

特別児童扶養手当事務委託金は、特別児童扶養手当の事務用消耗品等に係るものです。

76ページをお願いいたします。

目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、説明欄の厚生統計調査委託金は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に係るものです。

国民健康・栄養調査委託金は、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査に係るものです。

款 1 7 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金、説明欄の保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料の軽減措置に係るものです。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じて、平均保険料の一定割合の財政支援が行われるものです。

後期高齢者医療基盤安定負担金は、後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置に係るものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る均等割保険料軽減措置に係るものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料、均等割保険料及び 18 歳以上均等割保険料の免除に係るものです。

節 2 障害福祉費県負担金の説明欄、自立支援医療（育成医療）給付費負担金は、育成医療の給付費に係るものです。

障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス費、補装具給付費、就労継続・就労移行支援サービス事業費等に係るものです。

自立支援医療給付費負担金は、自立支援医療・更生医療の給付費

に係るものです。

療養介護医療費負担金は、病院における療養介護及び療養介護医療の給付費に係るものです。

障害児施設給付費負担金は、障害児サービス費に係るものです。

節 3 老人福祉費県負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第 1 号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものです。

78 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金、説明欄の自治振興交付金は、市町が地域の実情に応じ独自性を発揮した施策展開をするために行う事業に対し県から交付されるもので、健康福祉部は、高齢者住宅小規模改造助成事業、小規模老人クラブ活動助成事業、医療的グループホーム等運営事業、障害児者支援事業、在日外国人障害福祉金支給事業等に対して交付を受けるものです。

健康福祉部保健所は、公衆浴場確保対策事業に対して交付を受けるものです。

目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金、説明欄の重層的支援体制整備事業交付金のうち、健康福祉部は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、地域包括支援センターの運営経費及び

地域活動支援センター機能強化事業等に係るものです。

健康福祉部保健所は、利用者支援事業に係るものです。

節2 障害福祉費県補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費等補助金のうち、健康福祉部は、移動支援・日中一時支援等の地域生活支援事業等に係るものであり、健康福祉部保健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業及び家族支援体制整備事業に係るものです。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金は、補聴器の購入及び修理費助成に係るものです。

社会的事業所運営費補助金は、障害がある人もない人も対等な立場で働く社会的事業所の運営費補助に係るものです。

障害者地域活動センター入所事業費補助金は、薬物依存症者等の日中活動の場を提供する滋賀型地域活動支援センターの運営費補助に係るものです。

障害者日中活動の場支援事業費補助金は、重度障害者を受け入れる就労継続A型事業所に対する人員配置への補助の経費に係るものです。

強度行動障害者通所加算補助金は、強度行動障害者を受け入れる生活介護事業所に対する人員配置への補助の経費に係るものです。

重症心身障害者生活介護事業所補助金は、重症心身障害者が利用

する生活介護事業所に対する人員配置への補助の経費や入浴サービスを提供するための加算費に係るものです。

80ページをお願いいたします。

重症心身障害者特別加算補助金は、重症心身障害者の入所施設びわこ学園等に入所する18歳以上の者への補助の経費に係るものです。

障害者等給付費補助金及び障害者等給付事務費補助金は、65歳から74歳までの住民税非課税の方、障害者、ひとり親家庭等を対象とした福祉医療費助成制度に係るものです。

節3 老人福祉費県補助金、説明欄の社会福祉法人軽減補助金は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係るものです。

介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金は、介護に関する入門的研修や介護事業所オンラインセミナー等の実施に係るものです。

節4 児童福祉費県補助金、説明欄の高校生世代医療給付費補助金及び高校生世代医療給付事務費補助金は高校生世代の生徒等に対する医療費助成に係るものであり、乳幼児医療給付費補助金及び乳幼児医療給付事務費補助金は、0歳から就学前の乳幼児に対する医療費助成に係るものです。

目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費県補助金、説明欄の小児救急医療支援事業費補助金は、休日及び夜間における小児救急患者の受入体制を確保するため、拠点病院である大津赤十字病院に対する支援に係るものです。

自殺対策強化事業交付金は、自殺未遂者に対する支援等の自殺対策に係るものです。

予防接種対策費補助金は、予防接種の健康被害に関する調査事業に係るものです。

健康診査費補助金は、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査等の実施経費に係るものです。

がん患者のアピアランスサポート事業補助金は、がん治療の副作用に伴う外見上の変化を補うための補整用具の購入経費に係るものです。

健康相談費補助金は、生活習慣病予防や疾病予防に関する健康相談に係るものです。

82 ページをお願いいたします。

骨髄等移植ドナー助成事業費補助金は、骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞を提供された方及びその方を雇用する事業者に対する助成に係るものです。

86 ページをお願いいたします。

項3 委託金、目2 民生費委託金、節1 社会福祉費委託金、説明欄の戦没者遺族等援護施行事務委託金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係るものです。

節2 障害福祉費委託金、説明欄の医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業委託金は、県立特別支援学校に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒を送迎する保護者の負担軽減を図る支援事業の委託金です。

目3 衛生費委託金、節1 保健衛生費委託金、説明欄の特定疾患治療研究事業委託金は、原因不明で治療方法が確立していない指定難病患者に対する医療費助成の受付業務に係るものです。

肝炎治療特別推進事業委託金は、ウイルス性肝炎治療患者に対する医療費助成の受付業務に係るものです。

88 ページをお願いいたします。

款18 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地貸付収入、説明欄の健康福祉部土地貸付収入は、特別養護老人ホーム榛原の里に係る土地貸付収入等です。

目2 利子及び配当金、節1 利子収入、説明欄の福祉基金は、福祉基金の預け入れに伴う利子収入です。

92ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1湖都大津まちづくり基金繰入金、説明欄の健康福祉部は、小学校1年生から中学校3年生までの児童及び生徒に係る医療費の助成経費やおおつ介護フェスタの実施経費等の財源として、充当するものです。

節5福祉基金繰入金、説明欄の健康福祉部は、70歳になる高齢者を対象に、介護予防に関する意識付けを行うためのフレイル予防事業等の財源として、充当するものです。

94ページをお願いいたします。

目2特別会計繰入金、節1介護保険事業特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業に係る介護保険事業特別会計からの繰入金です。

100ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節2民生費雑入、説明欄の一体的実施受託金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料です。

生活保護費返還金（法63条、法77条の2、法78条）及び生活保護費返還金（滞納繰越分）は、資力があるにもかかわらず、急迫の場合等により生活保護を受けた場合に支弁した保護費の返還金や、就労収入の未申告等により不正受給した保護費の徴収金です。

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員派遣負担金は、派遣職員2名の人件費分を広域連合より受け入れるものです。

高額療養費返還金は、福祉医療費助成の受給対象者に対して保険者が負担すべき高額療養費を、一旦、市が負担しており、給付後に各保険者等から高額療養費相当分について、受け入れるものです。

後期高齢市町負担金精算金は、滋賀県後期高齢者医療広域連合から前年度負担金の精算分が返還されるものです。

介護施設等整備費補助金返還金は、補助金を受けて整備された介護老人保健施設チェルシーの財産処分に伴う返還金です。

節3衛生費雑入、説明欄の看護学生等実習受入金は、看護学生の臨地実習の受け入れに伴う、実習の委託料です。

後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者医療制度に加入する市民の健康診査に係る、滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料です。

102ページをお願いいたします。

後期高齢保険者努力制度交付金は、後期高齢者健康診査事業に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの交付金です。

104ページをお願いいたします。

節9その他雑入、説明欄の健康福祉部その他雑入のうち健康福祉

部は、主なものとして、唐崎デイサービスセンターなどの施設利用団体の光熱水費に係る経費負担分等を計上するものです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

なお、人件費も含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明します。

140ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄2の社会福祉事業施行費は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業等に係る経費、成年後見制度に関する相談等の業務委託に係る経費、中国残留邦人等に対して支給する支援給付金に係る経費です。

説明欄3の民生委員活動推進費は、民生委員の活動である見守りや支援の必要な方への相談・助言及び行政機関への協力等に対する活動経費です。

説明欄4の社会福祉協議会活動推進費は、地域福祉推進の中核的役割を担っている大津市社会福祉協議会に対する事業補助です。

説明欄5の行旅病人、死亡人取扱費は、行旅病人及び死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律による遺体対応業務に係る委託経費

です。

説明欄6のふれあいプラザ管理運営費は、明日都浜大津に設置しているふれあいプラザの管理運営及び施設の修繕に係る事業費です。

説明欄7の戦没者等援護事務費は、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る経費です。

説明欄11の福祉医療費助成事務費は、当該事業に係る委託料などの事務費等です。

142ページをお願いいたします。

目2障害福祉費、説明欄2の障害福祉サービス費は、障害者総合支援法に基づき実施する介護給付・訓練等給付費に係る障害福祉サービス費、児童福祉法に基づき実施する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に係る障害児サービス費等です。

説明欄3の障害者医療費助成費は、障害者に対する医療費助成に係る経費です。

説明欄4の障害者地域生活支援費は、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を実施する経費です。

説明欄5の在日外国人障害福祉金支給費は、国民年金の国籍条項

が撤廃されるまで加入することができず無年金の状態におかれている、障害をお持ちの在日外国人の方に対する福祉金の支給事業に係る経費です。

説明欄 6 の特別障害者手当等支給費は、特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付事業費です。

説明欄 7 の障害者就労等支援費は、障害者の就労の場である社会的事業所の運営補助経費及びおおつならではの就労移行支援事業の運営を支援する経費等です。

説明欄 8 の心身障害者福祉対策費は、社会福祉法人が行う障害福祉サービス事業所の施設整備に係る経費、重症心身障害者の入所施設人員配置加算費や通所施設人員配置加算費、強度行動障害者通所施設加算費並びに障害福祉人材の確保・定着推進等の経費です。

説明欄 9 の障害者福祉施設運営費は、障害者福祉センターの指定管理経費等です。

説明欄 10 の障害者通所施設運営費は、やまびこ総合支援センターの運営に係る事業費です。

目 3 老人福祉費、説明欄 2 の老人医療費助成費は、65歳から74歳までの住民税非課税の方に対する医療費助成に係る経費です。

説明欄 3 の後期高齢者医療推進費は、滋賀県後期高齢者医療広域

連合事務処理経費の分賦金及び医療費等負担金です。

説明欄4の老人福祉対策費は、高齢者福祉行政の推進に係る事務経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費や既存の特別養護老人ホームの大規模修繕補助に係る経費、介護人材の確保・定着推進に要する経費です。

説明欄5の敬老祝支給費は、88歳・100歳・市内最高齢者への祝状等の贈呈及び各学区への敬老祝金支給に係るものです。

説明欄6の高年齢者労働能力活用推進費は、シルバー人材センターへの運営費等補助金を交付するものです。

説明欄7の老人クラブ活動助成費は、老人クラブの組織強化と活動に対する補助金などに係る経費です。

説明欄8の高齢者生活支援費は、小規模住宅改造経費助成事業やフレイル予防事業、日常生活用具の貸与などに係る経費です。

144ページをお願いいたします。

説明欄9の老人保護措置費は、身体・精神及び経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対する養護老人ホーム等への入所措置費です。

説明欄10の老人デイサービス管理運営費は木戸デイサービスセンターに係る指定管理料のほか、唐崎及び晴嵐デイサービスセンタ

一の施設管理等に係る経費などです。

説明欄 1 1 の低所得者対策費は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係る経費です。

説明欄 1 2 の地域包括支援センター管理運営費は、15 箇所の地域包括支援センターの運営費のほか、要支援者・総合事業対象者への介護予防サービス支援計画の作成及び介護予防ケアマネジメントに係る人件費や委託料等の経費です。

説明欄 1 3 の高齢者健康生きがい施設管理費は、市内の老人憩の家と老人健康広場の管理運営費です。

説明欄 1 4 の老人福祉センター管理運営費は、市内 5 か所の老人福祉センターに係る指定管理料のほか、施設の機能充実に伴う改修工事等の経費です。

目 4 国民年金費、説明欄 2 の国民年金事務費は、法定受託事務としての届出受付業務や資格入力業務等に係る事務費です。

目 5 国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定制度で定められた一般会計からの負担金を中心に、国民健康保険事業従事職員の給与費、事務費等を繰り出すものです。

目 6 介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費・地域支援事業費に対する市の負担分をはじめ、職員給与費等を繰り出すものです。

146ページをお願いいたします。

目7後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定制度で定められた一般会計からの負担金を中心に、後期高齢者医療事業従事職員の給与費、事務費等を繰り出すものです。

148ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄7の乳幼児医療費助成費は、0歳から就学前の乳幼児に対する医療費助成に係る経費です。

説明欄8の子ども医療費助成費は、小学校1年生から高校生世代までの児童及び生徒等に対する医療費助成に係る経費です。

150ページをお願いいたします。

目5母子福祉費、説明欄1の母子家庭等医療費助成費は、ひとり親家庭等に対する医療費助成に係る経費です。

154ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄2の生活保護施行事務費は、被保護世帯や生活困窮世帯の自立支援や住居確保給付金事業などに係る経費です。

156ページをお願いいたします。

目2扶助費、説明欄1の生活保護給付費は、生活保護法に基づく

保護費です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、説明欄2の保健所運営費は、保健所の運営及び施設の維持管理のほか、大津市医師会立看護専修学校の受変電設備の更新等に係る経費です。

説明欄3の総合保健対策費は、看護学校への運営補助等に係る経費のほか、食育の推進に要する経費や健康増進法に基づく国民健康・栄養調査事業に係る経費です。

説明欄4の地域医療確保支援費は、地域医療の推進に係る経費や、夜間及び休日、地域に必要な医療体制の確保等に要する経費、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会運営に係る経費等です。

説明欄5の医務薬務等指導費は、診療所や薬局等の許認可、監視指導等に係る経費です。

説明欄6の衛生統計調査費は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に係る経費です。

説明欄7の精神保健福祉対策費は、精神障害者等への早期介入支援、早期治療の促進、専門医師等による相談や家族教室・交流会等の家族支援に係る経費です。

説明欄8の難病支援対策費は、難病患者に対する相談事業、難病患者支援従事者の育成事業等に係る経費です。

説明欄 10 の動物愛護推進費は、犬猫の適正飼養啓発・引取り譲渡・多頭飼育対策補助のほか、地域猫活動支援、動物愛護センターの管理運営等に係る経費です。

目 2 予防費、説明欄 2 の狂犬病予防対策費は、犬の狂犬病予防注射及び登録事務等の経費です。

158 ページをお願いいたします。

説明欄 3 の感染症予防対策費は、感染症法に基づく結核予防対策経費のほか、H I V、肝炎等の検査及び風しんの拡大防止対策に伴う抗体検査費、またこれら疾患の相談、啓発に係る経費です。

説明欄 4 の予防接種対策費は、予防接種法に基づく定期接種の経費のほか、風しん任意予防接種の費用助成等に係る経費です。

目 3 総合保健センター運営費、説明欄 2 の総合保健センター管理運営費は、明日都浜大津の管理経費や健康管理システム等に係る経費です。

説明欄 3 のすこやか相談所管理運営費は、7 か所のすこやか相談所に係る管理運営経費及び膳所すこやか相談所の移転整備工事の設計委託に係る経費です。

160 ページをお願いいたします。

目 5 健康増進費、説明欄 1 の健康増進対策費は、がん対策推進に係

る経費や肝炎ウイルス検診等に係る経費です。

説明欄2のがん検診推進費は、各種がん検診の実施経費及び受診率向上対策に係る経費です。

目6環境衛生費、説明欄2の生活衛生対策費は、旅館や公衆浴場等の営業許可に係る事務経費のほか、市内の公衆浴場の経営安定化などに係る補助金です。

説明欄3の食品衛生対策費は、食品関係施設の営業許可に係る事務経費のほか、食中毒予防の啓発などに係る経費です。

説明欄4の検査実施事務費は、食品衛生、感染症対策などの検査の実施等に要する経費です。

162ページをお願いいたします。

目8市立大津市民病院費、説明欄1の市立大津市民病院運営費負担金は、地方独立行政法人市立大津市民病院が中期計画に基づき実施する業務に要する経費の一部に対し、法の規定に基づき負担するものです。

続いて債務負担行為について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

障害者通所施設運営事業費は、やまびこ総合支援センターの昇降機のリニューアル工事に係る経費の限度額を定めるものです。

がん検診推進事業費は、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診の地域巡回型集団検診に係る経費の限度額を定めるものです。

以上で、議案第3号、令和8年度大津市一般会計予算のうち、健康福祉部の所管する部分の主なものについての説明とさせていただきます。

御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。